

2009年7月28日
株式会社日立製作所
執行役会長兼執行役社長 川村 隆
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・大・名・福・札)

当社子会社である日立ソフトウェアエンジニアリングの株式に対する 公開買付けの開始について

株式会社日立製作所(以下、日立)は、本日、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(執行役社長:小野功/コード番号:9694/以下、日立ソフト)の普通株式を公開買付け(以下、本公開買付け)により取得することを決定しましたので、お知らせします。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

日立は、現在、間接保有分0.20%を合わせて日立ソフトの発行済株式総数の51.55%を保有し、日立ソフトを連結子会社としていますが、このたび、日立ソフトを日立の完全子会社とすることを目的として、日立ソフトの発行済株式の全て(ただし、日立ソフトが保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けにより取得することとしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限および下限を設定しておりません。

なお、日立ソフトによれば、日立ソフトは、本日開催の日立ソフトの取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに日立ソフトの株主の皆様に応募を推奨する旨の決議を行ったとのことであります。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程および本公開買付け後の経営方針

日立ならびに日立の子会社および関連会社からなる日立グループは、情報通信システム、電子デバイス、電力・産業システム、デジタルメディア・民生機器、高機能材料、物流及びサービス他、金融サービスの7部門にわたって、製品の開発、生産および販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

このうち、情報通信システム事業においては、日立グループは、ユーザーニーズの変化に対応するため、さまざまな業種・業務に対応した情報通信システムの開発(システムインテグレーション)のほか、アウトソーシング事業の拡充や、顧客が必要とする機能を有するソフトウェアの利用サービスを提供するSaaS(Software as a Service)事業への取組み等にいち早く着手し、一定の成果を挙げてきました。

また、同事業においては、既に一定水準の電力システム、交通システムおよび道路や水道等の

公共システム等の社会インフラが整備された国・地域において、今後、情報通信システムの社会インフラ化および既存の社会インフラと情報通信システムの融合が大幅に進展するものと見込まれており、従来型の社会インフラ事業と情報通信システム事業の両分野において幅広い実績を有する日立グループは、その経験、ノウハウ、技術力を活用し、社会インフラ事業と情報通信システム事業を融合させた「社会イノベーション事業」に注力していく方針です。

一方、日立ソフトは、1970年に設立され、現在、システム開発、サービスおよびプロダクト&パッケージからなるソフトウェア・サービス事業と、情報処理機器事業を手がけています。システム開発事業では、日立の主要顧客である大手金融機関や公共機関向けの大規模システム開発を主力としています。サービス事業では、インターネットバンキングサービス「FINEMAX」や米国Salesforce.com社の製品「Salesforce」を用いたSaaS事業などを展開しています。また、プロダクト&パッケージ事業では、セキュリティ分野で活用される「秘文」、ペーパーレス化に貢献する「活文」などのパッケージ・ソフトウェア・ソリューションを提供しています。さらに、情報処理機器事業では国内外で高い市場シェアを持つ電子黒板「StarBoard」などを展開しています。

しかし、国内の情報サービス市場は、現在大きな転換期に差し掛かっています。

これまでの情報サービス市場では、情報通信システムを構築・運用・維持しようとするユーザーによるハードウェア・ソフトウェアの需要が市場の拡大・成長をもたらしてきましたが、ユーザーのシステム投資への関心は、情報システムの整備(システムインテグレーション)から、情報通信システムの効率的な利用・運用(アウトソーシングやSaaS等)へと変化しており、これからは、パッケージ・ソフトウェアや共同利用型システムを含む情報システムを利用しようというユーザーによるこれらのサービスに対する需要が、市場の牽引役になると考えられます。このような転換期において、日立グループがかかる市場の変化に対応し、情報サービス市場において収益の確保と成長を実現するためには、高度で大規模なシステム構築力および高品質なソフトウェア開発力をさらに強化することに加え、日立ソフトが独自に進めてきたグローバル事業をさらに拡大させる必要があると考えています。

また、日立は、今後日立グループが注力していく社会イノベーション事業の需要が大幅に拡大するものと予想しています。そして、社会イノベーション事業においては、同事業のためのプロダクトやパッケージの開発、サービス事業基盤の開発を迅速に行うことが喫緊の課題であり、その中心となる日立グループの情報通信システム事業に対する経営資源の投入が必要であると考えています。

こうした状況の中、日立と日立ソフトは、2009年4月上旬から、両社の企業価値の向上を目的とした事業構造改革の諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、日立と日立ソフトがより一層の緊密な資本関係を構築することによって日立ソフトと日立グループとの連携をさらに強化し、日立グループの情報通信システム事業の一体化を進めることで、

- ①日立ソフトは、日立グループにおける中核企業として、ビッグアカウントへの対応力、中堅企業分野での事業拡大、市場が求めるプロダクト&パッケージやサービス事業基盤の開発および高品質の基本ソフト・組み込みソフトの開発の強化が図れること

- ②日立ソフトにおいて、日立グループの人材や営業力、技術力等の活用を通じて収益力の強化が可能となること
- ③日立ソフトにおいて、日立グループの海外販売力の積極的な活用により、グローバル事業のさらなる拡大が可能となること
- ④日立グループが注力する社会イノベーション事業において、事業の拡大に必要な種々の開発を迅速に実施していくことにより、新規事業機会の創出・拡大が可能となること

により、日立と日立ソフト、ひいては日立グループの企業価値の向上につながるとの結論に至り、そのためには日立ソフトを日立の完全子会社とすることが不可欠であるとの判断に至りました。また、日立としては、日立ソフトを日立の完全子会社とすることにより、日立グループは、その注力する社会イノベーション事業において、日立グループの情報通信システム事業におけるシステム開発、ソフトウェア開発、システム運用等に関連する知的財産や人的資本、技術力等の経営資源を結集し、かつ有機的に結合することにより、社会イノベーション事業の拡大に必要な種々の開発を迅速に実施していくことが可能となると考えています。

なお、日立は、上記の事業体制の構築の一環として、日立グループの情報通信システム事業を担う、株式会社日立システムアンドサービスと株式会社日立情報システムズの両社を完全子会社とすることを目的として、本公開買付けと同時に両社の発行済株式に対する公開買付けを実施します。

事業体制の構築の具体的な方法としては、日立グループ内の仮想企業体として、新たに日立(情報通信グループ)と、日立ソフト、株式会社日立システムアンドサービス、株式会社日立情報システムズ、および日立の完全子会社である日立電子サービス株式会社の主要 5 社を並列に配置して構成する情報通信カンパニーを新設し、今後の情報通信カンパニー全体としての最適な戦略と体制の構築を決定し運営していくとともに、社会イノベーション事業を強化する戦略を立案・実行していきます。

また、このような事業体制のもと、日立グループは、グローバル市場の顧客に対し、IT ライフサイクルの全てにわたり、価値あるワンストップサービスを提供することをめざし、顧客の業種、事業規模、事業内容を踏まえたうえで、顧客ニーズに柔軟に対応するため、以下のような体制の整備・拡充を行います。

- ①グリーン IT 技術を駆使したデータセンタ事業の展開
- ②信頼性の高いクラウドコンピューティング環境の提供
- ③ローカル・パートナーとの連携・オペレーションの現地化を活用したグローバルな事業の拡大
- ④メガバンクを含む金融機関の基幹システム、公共分野の最適化システム等のビッグアカウントへの対応力の強化
- ⑤産業・流通分野を中心とした SMB(中小規模の事業者)に対する市場向け情報システム事業の一本化
- ⑥ミドルソフトや製品に対する組み込みソフト等の開発体制の拡充
- ⑦ネットワークサービス事業やアウトソーシング事業の強化・拡充

なお、完全子会社化以降の情報通信カンパニー全体の基本戦略や将来の発展方向については、日立ソフトと今後協議のうえ最適解を決めていくこととなりますが、日立は日立ソフトの完全子会社化後も、日立ソフトの自主性・独立性を尊重し、日立ソフトの事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意のうえ、日立ソフトの事業の強化を図っていきます。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等
本公開買付けの公正性を担保するための措置

日立は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮しました。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

日立は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、本買付価格)の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、日立および日立ソフトから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社(以下、野村証券)に日立ソフトの株式価値の算定を依頼しました。

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、DCF 法)の各手法を用いて日立ソフトの株式価値の算定を行い、日立は野村証券から、本日、日立ソフトの株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下、日立算定書)を取得しました(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していません。)

上記各手法において算定された日立ソフトの普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,364 円から 1,712 円

類似会社比較法 1,417 円から 1,872 円

DCF 法 2,044 円から 2,932 円

まず市場株価平均法では、2009 年 7 月 24 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立ソフトの普通株式の基準日終値、直近 1 週間平均、直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均、および直近 6 ヶ月平均を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,364 円から 1,712 円までと分析しています。

次に類似会社比較法では、日立ソフトと比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立ソフトの株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,417 円から 1,872 円までと分析しています。

最後に DCF 法では、日立ソフトの事業計画、日立ソフトへのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2010 年 3 月期以降の日立ソフトの

将来の収益予想に基づき、日立ソフトが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 2,044 円から 2,932 円までと分析しています。

日立は、野村証券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立ソフトの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立ソフトの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立ソフトとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を 1 株当たり金 2,650 円と決定しました。

なお、本買付価格である 1 株当たり金 2,650 円は、2009 年 7 月 24 日(注)の東京証券取引所市場第一部における日立ソフト株式の普通取引終値の 1,712 円に対して 54.8%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 1 ヶ月間(2009 年 6 月 25 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,689 円(小数点以下四捨五入)に対して 56.9%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 3 ヶ月間(2009 年 4 月 27 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,537 円(小数点以下四捨五入)に対して 72.4%(小数点以下第二位四捨五入)、過去 6 ヶ月間(2009 年 1 月 26 日から 2009 年 7 月 24 日まで)の普通取引終値の単純平均値 1,364 円(小数点以下四捨五入)に対して 94.3%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注)上記執行役社長の決定の日の前日である 2009 年 7 月 27 日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立ソフトの株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である 2009 年 7 月 24 日を基準としてプレミアムを計算しております。過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

一方、日立ソフトによれば、日立ソフトは、本買付価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、日立および日立ソフトの関連当事者に該当せず、また、日立および日立ソフトから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社(以下、みずほ証券)に日立ソフトの株式価値の算定を依頼したとのことであります。これに基づき、みずほ証券は、日立ソフトの株式価値の算定を行い、日立ソフトは、みずほ証券から 2009 年 7 月 27 日付で株式価値算定書(以下、日立ソフト算定書)を取得したとのことであります。みずほ証券が用いた手法は、市場株価基準法、類似企業比較法、および DCF 法であり、各々の手法により算定された日立ソフト普通株式の 1 株当たりの価値は以下の通りであるとのことです。日立ソフトによれば、日立ソフトは、かかる算定結果等を踏まえ慎重に検討した結果、本買付価格は適正な水準にあり、妥当であるものと判断したとのことであります。なお、日立ソフトは、みずほ証券から公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)は取得していないとのことであります。

(i) 市場株価基準法:1,364 円～1,712 円

日立ソフトによれば、市場株価基準法とは、日立ソフトの株式市場における株価を基に株式価値を算定する手法であり、多数の参加者により市場の競争原理を通じて価格が決定されるということ、

かつ、広く開示され客観的であることから、公開企業の株式価値評価において必ず考慮されるものであるとして、これが採用されているとのことであります。東京証券取引所市場第一部における日立ソフト普通株式について、2009年7月24日を基準日として、基準日終値、算定期間を過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月とした場合の同期間における終値の単純平均値を基に、日立ソフトの普通株式の1株当たりの価値は、1,364円～1,712円と算定されたとのことであります。

(ii)類似企業比較法: 1,813円～2,502円

日立ソフトによれば、類似企業比較法とは、上場会社の中から、日立ソフトと事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等に対する財務指標の倍率により株式価値を算定する手法であり、主力マーケットや事業規模等に鑑み、一定の蓋然性のある結果が得られるものとして、これが採用されているとのことであります。これにより、日立ソフトの普通株式の1株当たりの価値は、1,813円～2,502円と算定されたとのことであります。

(iii)DCF法: 2,107円～3,081円

日立ソフトによれば、DCF法とは、日立ソフトの事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを、想定割引率を用いて現在価値に割り引くことにより事業価値を算定した上で、算定された当該事業価値に事業外資産の価値を加算し、純負債を控除することにより株式価値を算定する手法であり、ファイナンス理論上有効且つ一般的の評価手法として、これが採用されているとのことであります。これにより日立ソフトの普通株式の1株当たりの価値は、2,107円～3,081円と算定されたとのことであります。

日立ソフトによれば、日立ソフトは、以上の認識・検討および本買付価格の妥当性その他諸々の分析を踏まえ、本公開買付けが日立ソフトの経営基盤の強化、事業戦略の加速化および今後の発展に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、日立ソフトの株主の皆様に対して合理的な価格による日立ソフトの普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、日立が日立ソフトを完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施に賛同するとともに、日立ソフトの株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することとしたとのことであります。

② 法律事務所からの助言

また、日立ソフトによれば、日立ソフトは、日立ソフト取締役会における経営判断にいたるプロセスの公平性等に関して、リーガル・アドバイザーである三宅坂総合法律事務所から法的助言を得ているとのことであります。

③ 取締役会に出席した取締役全員の承認

さらに、日立ソフトによれば、日立ソフトは、本日開催の日立ソフト取締役会において、日立出身ではない社外取締役1名を含む日立との間で利害関係を有しない取締役が全員出席した上で慎重な審議を行い、当該取締役の全員一致をもって本公開買付けに賛同するとともに、日立ソフトの株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことであります。具体的には、

日立ソフト取締役のうち、宗岡広太郎氏および西川晃一郎氏は、日立の顧問または執行役を兼務していますので、利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に参加しておらず、意見を述べることも差し控えているとのこと。また、同人らは日立ソフトの取締役の立場において日立との協議・交渉にも参加していないとのこと。

④ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

日立は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である33営業日に設定することにより、日立ソフトの株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しています。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

日立は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、日立ソフトを日立の完全子会社とする方針であり、本公開買付けおよびその後の一連の手続により、日立ソフトの発行済株式の全て(日立ソフトが保有する自己株式を除きます。)を取得する予定です。

本公開買付けにより、日立が日立ソフトの発行済株式の全て(日立ソフトが保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、日立は、以下の方法により、日立ソフトの発行済株式の全て(日立ソフトが保有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後、日立は、①日立ソフトを会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、②日立ソフトの発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、および③当該全部取得条項が付された日立ソフト株式の全部(日立ソフトの保有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の日立ソフト株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む日立ソフトの臨時株主総会(以下、本臨時株主総会)を開催することを日立ソフトに要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①の承認をいただくと、日立ソフトは会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる日立ソフトの普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下、本種類株主総会)の決議が必要となります。そのため、日立は、日立ソフトに対し、上記②の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定です。なお、日立は、本臨時株主総会および本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、日立ソフトの発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て(日立ソフトが保有する自己株式を除きます。)日立ソフトに取得されることとなり、日立ソフトの株主の皆様には当該取得の対価として日立ソフトの別個の種類株式が交付されることとなりますが、日立ソフトの株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の日立ソフト株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。)に

相当する当該別個の種類の日立ソフト株式を売却すること(日立ソフトがその全部または一部を買い取ることを含みます。)によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の日立ソフト株式の売却価格(およびその結果株主の皆様へに交付されることになる金銭の額)については、本買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された日立ソフトの株式の取得の対価として交付する日立ソフト株式の種類および数は、本日現在未定ですが、日立は、日立ソフトに対し、日立が日立ソフトの発行済株式の全て(日立ソフトが保有する自己株式を除きます。)を保有することとなるよう、日立以外の本公開買付けに応募されなかった日立ソフトの株主の皆様に対して交付しなければならない日立ソフト株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の日立ソフトの発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第116条および第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの(イ)または(ロ)の方法による1株当たりの買取価格および取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

日立は、上記各手続に関して、本公開買付け後の日立の日立ソフト株式の保有状況、日立以外の日立ソフトの株主の皆様の日立ソフト株式の保有状況、または関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を日立ソフトに要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、日立は、日立以外の日立ソフトの株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、日立ソフトを完全子会社とすることを予定しています。この場合に当該日立ソフトの株主の皆様へに交付される金銭の額についても、本買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会および本種類株主総会における日立ソフトの株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込みおよびその事由

日立ソフトの普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、日立は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、日立ソフトの株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することにより、日立は日立ソフトの発行済株式の全て(日立ソフトの保有する自己株式を除きます。)を保有することを企図していますので、その場合、日立ソフトの普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、日立ソフト

の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商号	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	
事業内容	コンピュータソフトウェアの開発および販売ならびに情報処理機器の販売	
設立年月日	1970年9月21日	
本店所在地	東京都品川区東品川四丁目12番7号	
代表者の役職・氏名	執行役社長 小野功	
資本金	34,182百万円(2009年3月31日現在)	
大株主および 持株比率	株式会社日立製作所	51.34%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.62%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4G)	3.28%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.81%
	日立ソフトグループ社員持株会	2.03%
	タムツー	1.40%
	(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1.12%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505227	0.83%
	(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室) メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イツ ツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	0.75%
	(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室) ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	0.72%
(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)		
	(2009年3月31日現在)	

買付者と対象者の関係等	資本関係	日立は、間接保有分 0.20%を含め、日立ソフトの発行済株式総数の 51.55%に相当する 33,238,836 株を保有しています。 (2009年3月31日現在)
	人的関係	日立の執行役 1 名および顧問 1 名が日立ソフトの取締役に就任しています。
	取引関係	日立は、日立ソフトとの間で、ソフトウェア・情報処理機器の仕入および販売用電子計算機等の販売、グループプーリング制度による資金取引等を行っています。
	関連当事者への該当状況	日立ソフトは、日立の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2009年8月20日(木曜日)から2009年10月8日(木曜日)まで (33 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,650 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

日立は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、日立および日立ソフトとは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、日立ソフトの株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて日立ソフトの株式価値の算定を行い、日立は野村證券から、本日、日立算定書を取得しました(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していません。)。上記各手法において算定された日立ソフトの普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,364円から1,712円

類似会社比較法 1,417円から1,872円

DCF法 2,044円から2,932円

まず市場株価平均法では、2009年7月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部に

における日立ソフトの普通株式の基準日終値、直近1週間平均、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均および直近6ヶ月平均を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,364円から1,712円までと分析しています。

次に類似会社比較法では、日立ソフトと比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、日立ソフトの株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,417円から1,872円までと分析しています。

最後にDCF法では、日立ソフトの事業計画、日立ソフトへのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2010年3月期以降の日立ソフトの将来の収益予想に基づき、日立ソフトが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を2,044円から2,932円までと分析しています。

日立は、野村証券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立ソフトの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立ソフトの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立ソフトとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金2,650円と決定しました。

なお、本買付価格である1株当たり金2,650円は、2009年7月24日(注)の東京証券取引所市場第一部における日立ソフトの普通株式の普通取引終値の1,712円に対して54.8%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(2009年6月25日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,689円(小数点以下四捨五入)に対して56.9%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(2009年4月27日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,537円(小数点以下四捨五入)に対して72.4%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(2009年1月26日から2009年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,364円(小数点以下四捨五入)に対して94.3%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(注)上記執行役社長の決定の日の前日である2009年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の日立ソフトの株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である2009年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

日立ソフトは、日立の連結子会社であり、システム開発、サービスおよびプロダクト&パッケージからなるソフトウェア・サービス事業ならびに情報処理機器事業を手がけています。日立をはじめとする日立グループは、情報通信システム事業において、ユーザーニーズの変化に対応するための取組み等にいち早く着手し、一定の成果を挙げてきました。

また、日立グループは、既に一定水準の電力システム、交通システムおよび道路や水道等の

公共システム等の社会インフラが整備された国・地域において、経験、ノウハウ、技術力を活用し、社会インフラ事業と情報通信システム事業を融合させた「社会イノベーション事業」に注力していく方針です。

しかし、国内の情報サービス市場は、現在大きな転換期に差し掛かっています。システム投資への関心の変化により、ユーザーによるハードウェア・ソフトウェアの需要にかわり、パッケージ・ソフトウェアや共同利用型システムを含む情報システムサービスへの需要が、市場の牽引役になると考えられます。このような転換期において、日立グループがかかる市場の変化に対応し、情報サービス市場において収益の確保と成長を実現するためには、高度で大規模なシステム構築力、および高品質なソフトウェア開発力をさらに強化することに加え、日立ソフトが独自に進めてきたグローバル事業をさらに拡大させる必要があると考えています。

また、日立は、今後日立グループが注力していく社会イノベーション事業の需要が大幅に拡大するものと予想しています。そして、社会イノベーション事業においては、同事業のためのプロダクトやパッケージの開発、サービス事業基盤の開発を迅速に行うことが喫緊の課題であり、その中心となる日立グループの情報通信システム事業に対する経営資源の投入が必要であると考えています。

こうした状況の中、日立と日立ソフトは、2009年4月上旬から両社の企業価値の向上を目的とした事業構造改革の諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、日立と日立ソフトがより一層の緊密な資本関係を構築することによって日立ソフトと日立グループとの連携を更に強化し、日立グループの情報通信システム事業の一体化を進めることで、

(i) 日立ソフトは、日立グループにおける中核企業として、ビッグアカウントへの対応力、中堅企業分野での事業拡大、市場が求めるプロダクト&パッケージやサービス事業基盤の開発および高品質の基本ソフト・組み込みソフトの開発の強化が図れること

(ii) 日立ソフトにおいて、日立グループの人材や営業力、技術力等の活用を通じて収益力の強化が可能となること

(iii) 日立ソフトにおいて、日立グループの海外販売力の積極的な活用により、グローバル事業の更なる拡大が可能となること

(iv) 日立グループが注力する社会イノベーション事業において、事業の拡大に必要な種々の開発を迅速に実施していくことにより、新規事業機会の創出・拡大が可能となること

により、日立と日立ソフトの企業価値の向上につながるとの結論に至り、そのためには日立ソフトを日立の完全子会社とすることが不可欠との判断に至ったことから、日立は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本買付価格について決定しました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

日立は本買付価格を決定するにあたり、2009年5月頃に日立および日立ソフトとは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、日立ソフトの株式価値の算定を依頼し、野村證券より日立算定書を、本日、取得しています(なお、日立は、本買付価格の

公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していません。)

(ii) 当該意見の概要

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて日立ソフトの株式価値算定を行っており、各手法において算定された日立ソフトの普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,364円から1,712円

類似会社比較法 1,417円から1,872円

DCF法 2,044円から2,932円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

日立は、野村証券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立ソフトの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立ソフトの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、日立ソフトとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金2,650円と決定しました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

日立は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮しました。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

日立は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、日立および日立ソフトから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券に日立ソフトの株式価値の算定を依頼しました。

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて日立ソフトの株式価値の算定を行い、日立は野村証券から、本日、日立算定書を取得しました(なお、日立は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していません。)

日立は、野村証券から取得した日立算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、日立ソフトの取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、日立ソフトの普通株式の市場株価の動向、および本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、

かつ、日立ソフトとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金**2,650円**と決定しました。

一方、日立ソフトによれば、日立ソフトは、本買付価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、日立および日立ソフトの関連当事者に該当せず、また、日立および日立ソフトから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に日立ソフトの株式価値の算定を依頼したとのことであります。これに基づき、みずほ証券は、日立ソフトの株式価値の算定を行い、日立ソフトは、みずほ証券から2009年7月27日付で日立ソフト算定書を取得したとのことであります。みずほ証券が用いた手法は、市場株価基準法、類似企業比較法、およびDCF法であり、各々の手法により算定された日立ソフト普通株式の1株当たりの価値は以下の通りであるとのことです。日立ソフトによれば、日立ソフトは、かかる算定結果等を踏まえ慎重に検討した結果、本買付価格は適正な水準にあり、妥当であるものと判断したとのことであります。なお、日立ソフトは、みずほ証券から公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)は取得していないとのことであります。

(i)市場株価基準法:1,364円～1,712円

日立ソフトによれば、市場株価基準法とは、日立ソフトの株式市場における株価を基に株式価値を算定する手法であり、多数の参加者により市場の競争原理を通じて価格が決定されるということ、かつ、広く開示され客観的であることから、公開企業の株式価値評価において必ず考慮されるものであるとして、これが採用されているとのことであります。東京証券取引所市場第一部における日立ソフト普通株式について、2009年7月24日を基準日として、基準日終値、算定期間を過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月とした 場合の同期間における終値の単純平均値を基に、日立ソフトの普通株式の1株当たりの価値は、1,364円～1,712円と算定されたとのことであります。

(ii)類似企業比較法:1,813円～2,502円

日立ソフトによれば、類似企業比較法とは、上場会社の中から、日立ソフトと事業内容等が類似する企業を複数選定し、株式時価総額等に対する財務指標の倍率により株式価値を算定する手法であり、主力マーケットや事業規模等に鑑み、一定の蓋然性のある結果が得られるものとして、これが採用されているとのことであります。これにより、日立ソフトの普通株式の1株当たりの価値は、1,813円～2,502円と算定されたとのことであります。

(iii)DCF法:2,107円～3,081円

日立ソフトによれば、DCF法とは、日立ソフトの事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを、想定割引率を用いて現在価値に割り引くことにより事業価値を算定した上で、算定された当該事業価値に事業外資産の価値を加算し、純負債を控除することにより株式価値を算定する手法であり、ファイナンス理論上有効且つ一般的評価手法として、これが採用されているとのことであります。これにより日立ソフトの普通株式の1株当たりの価値は、2,107円～3,081円と

算定されたとのことであります。

日立ソフトによれば、日立ソフトは、以上の認識・検討および本買付価格の妥当性その他諸々の分析を踏まえ、本公開買付けが日立ソフトの経営基盤の強化、事業戦略の加速化および今後の発展に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、日立ソフトの株主の皆様に対して合理的な価格による日立ソフトの普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、日立が日立ソフトを完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施に賛同するとともに、日立ソフトの株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することとしたとのことであります。

(ii) 法律事務所からの助言

また、日立ソフトによれば、日立ソフトは、日立ソフト取締役会における経営判断にいたるプロセスの公平性等に関して、リーガル・アドバイザーである三宅坂総合法律事務所から法的助言を得ているとのことであります。

(iii) 取締役会に出席した取締役全員からの承認

さらに、日立ソフトによれば、日立ソフトは、本日開催の日立ソフト取締役会において、日立出身ではない社外取締役1名を含む日立との間で利害関係を有しない取締役が全員出席した上で慎重な審議を行い、当該取締役の全員一致をもって本公開買付けに賛同するとともに、日立ソフトの株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことであります。具体的には、日立ソフト取締役のうち、宗岡広太郎氏および西川晃一郎氏は、日立の顧問または執行役を兼務していますので、利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に参加しておらず、意見を述べることも差し控えているとのことです。また、同人らは日立ソフトの取締役の立場において日立との協議・交渉にも参加していないとのことです。

(iv) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

日立は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である33営業日に設定することにより、日立ソフトの株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しています。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
29,685,236 株	— 株	— 株

(注1)本公開買付けにおいては、買付予定数の上限および下限を設定していませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2)単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、日立ソフトは法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3)本公開買付けを通じて、日立ソフトが保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4)上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより日立が取得する日立ソフトの株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、日立ソフトが2009年6月26日に提出した第39期有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の日立ソフトの発行済株式総数(64,479,381株)から、本日現在において日立が保有する日立ソフト株式の数(33,107,000株)および同有価証券報告書に記載された

2009年3月31日現在において日立ソフトが保有する自己株式の数(1,687,145株)の合計数を控除した日立ソフト株式の数(29,685,236株)になります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	331,070 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.77%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付予定の株券等に係る議決権の数	296,852 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	627,412 個	

(注1)「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」を分母にしています。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在日立が把握している分の各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、法)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、府令)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注3)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(29,685,236株)に係る議決権の数を記載しています。

(注4)本公開買付けにおいては、各特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である日立ソフトが保有する自己株式を除きます。)もその対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注5)「対象者の総株主の議決権の数」は、日立ソフトが2009年6月26日に提出した第39期有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、日立ソフトの発行している全ての株式(ただし、日立ソフトが保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在の日立ソフトの発行済株式総数(64,479,381株)から、同有価証券報告書に記載された2009年3月31日現在において日立ソフトが保有する自己株式の数(1,687,145株)を控除した日立ソフト株式数(62,792,236株)に係る議決権の数(627,922個)を分母として計算しています。

(注6)「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

金 78,666 百万円

(注)買付代金には、買付予定数(29,685,236株)に1株当たりの買付価格(金 2,650円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地
- | | |
|---------------------|------------------|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 |
| ジョインベスト証券株式会社(復代理人) | 東京都港区港南二丁目15番1号 |

② 決済の開始日

2009年10月16日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された方には、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件および方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

(9) その他買付け等の条件および方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容

買付予定数の上限および下限を設定していません。したがって、日立は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下、令)第14条第1項第1号イないしリおよびヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号ならびに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容および引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に日立ソフトが令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下

げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人を通じて株券等の応募をされた応募株主等が契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに応募の受付を行った公開買付代理人の本店または全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、解除書面)を交付または送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて株券等の応募をされた応募株主等が契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

ジョインベスト証券株式会社(復代理人)

東京都港区港南二丁目15番1号

なお、日立は、応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償または違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も日立の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4および府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2009年8月20日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任していません。

ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

3. 公開買付け後の方針等および今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」を参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが日立グループの業績に与える影響については、確定次第速やかに報告します。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者またはその役員との間の合意の有無および内容

日立ソフトによれば、日立ソフトは、本日開催の日立ソフト取締役会において、日立の顧問または執行役を兼務しています宗岡広太郎氏および西川晃一郎氏以外の取締役全員がその審議および決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同するとともに、日立ソフトの株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことであり、

なお、「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」および「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程および本公開買付け後の経営方針」および「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

日立ソフトは、2009年7月23日に、東京証券取引所において第40期第1四半期の決算短信を公表しています。当該公表に基づく、日立ソフトの連結損益状況等の概要は以下のとおりです。

以下の公表内容の概要は、日立ソフトが公表した内容を一部抜粋したものであり、日立はその正確性および真実性について独自に検証する立場になく、また、実際かかる検証を行っていません。

① 損益の状況

会 計 期 間	第40期第1四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年6月30日)
売 上 高	31,372 百万円
売 上 原 価	24,764 百万円
販売費及び一般管理費	5,897 百万円
営 業 外 収 益	299 百万円
営 業 外 費 用	55 百万円
四 半 期 純 利 益	689 百万円

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

② 1株当たりの状況

会 計 期 間	第40期第1四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年6月30日)
1株当たり四半期純利益	10.97 円
1株当たり配当額	— 円
1株当たり純資産額	1819.11 円

以上

■お問い合わせ先

コールセンター

TEL 0120-770-241 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～18:00(平日のみ)

(開設期間:2009年7月28日～10月16日)

<将来の見通しに関するリスク情報>

本資料における日立の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、日立が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済状況および需要の急激な変動
- ・ 製品需給の変動(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 価格競争の激化(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する日立および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 為替相場変動(特に円/ドル、円/ユーロ相場)
- ・ 原材料価格の急激な変動
- ・ 製品需給、為替相場および原材料価格変動に対応する日立および子会社の能力
- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保(特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 日立、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 資金調達環境
- ・ 日本の株式相場変動

<その他の注意事項>

- ・ 本ニュースリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項および同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本ニュースリリースの発表から12時間を経過するまでは、日立ソフトの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、日立は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本ニュースリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本ニュースリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、またはその一部を構成するものではなく、本ニュースリリース(もしくはその一部)またはその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続および情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続および基準は、米国における手続および情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項または第14条(d)項および同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続および基準に沿ったものではありません。本ニュースリリースに含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、日立が米国外で設立された会社であり、その役員の大部分が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利および請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社またはその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社およびその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- ・ 本ニュースリリースの発表、発行または配布は、国または地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国または地域においては、仮に本ニュースリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込みまたは売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
